

## 寒川町指定地域密着型サービス等事業候補者選定要領

### 1 趣旨

この要領は、介護保険法、寒川町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、寒川町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則及び寒川町指定地域密着型サービス事業所等の指定申請における事前協議に関する要綱に基づき、寒川町が事業所指定等を行う地域密着型サービス事業者等について、介護保険サービスの質の確保及び公平に事業者等の参入の機会を確保する観点から、募集により事業候補者を選定するものとして、必要な事項を定めるものとする。

### 2 募集するサービス

募集により事業候補者を選定するサービスは、寒川町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の計画期間内において、事業所の整備を掲げた次のサービスとし、募集の時期・方法等については、その都度募集要項等で定めるものとする。

ただし、募集による事業候補者の選定が適当でないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス
- (2) 介護予防支援

### 3 事業候補者の選定方法

(1) 事業候補者の選定は、下の評価基準により、関係部課長等5名（健康福祉部長・高齢介護課長・介護保険担当職員2名・高齢福祉担当職員1名）及び介護保険運営協議会委員1名（“寒川町介護保険運営協議会規則で規定する委員を定める要領”にある委員のうち(2-1)から(2-7)までを除く）（以下、「評価者」という。）が公平性をもって客観的に、各サービスの応募事業者についての評価を行い選定する。

(2) 選定作業は、書類審査、応募事業者によるプレゼンテーションにより行うものとし、必要に応じてヒアリング及び現地調査を行うことができるものとする。

また、応募事業者が多数のためプレゼンテーションを行う事業者を事前に選定する必要があると判断したときは、評価者による選定の前に書類審査等による選定（1次選定）を行い、2次選定（評価者による選定）に進む事業者を予め選定することができるものとする。

#### 評価基準

評価基準	点数
特に優れている	4
優れている	3
普通	2
やや劣っている	1

#### 4 評価手順

- (1) 評価者は、評価項目ごとに各サービス等に係る「評価の視点」に基づき評価を行い、「採点票」に点数を記入する。
- (2) 採点の結果に基づいて、各サービス等に係る「集計表」及び「評価表」を作成する。
- (3) 上記(1)及び(2)により評価基準の点数の最も高い応募事業者を事業候補者として選定する。

ただし、上記選定作業の結果、いずれの事業者も地域密着型サービス等事業候補者として、事業運営を適切に実施できないと判断した場合には、事業候補者を選定しないことができる。

#### 5 選定結果

選定結果は、応募者に対して文書で通知するとともに、応募の概況及び事業候補者について、寒川町ホームページで公表する。

#### 6 補則

この要領に規定されるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

##### 附 則

この要領は、平成18年8月29日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。